

令和8年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から令和9年11月30日とする。

なお、「5業務内容」のうち、(1)～(4)については、契約締結の日から令和9年3月17日まで、(5)、(6)については、契約締結の日から令和9年11月30日までとする。

3 業務目的

広島県は、関係する企業・大学・団体等と連携しながら、カーボンリサイクル（以下「CR」という。）関連技術の基礎研究から社会実装まで幅広く取り組んでいくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、県経済が飛躍的に成長を遂げることを目指している。

このため、本業務において、CR関連技術の研究開発及び実証に取り組む者をその開発体制に県内企業を連携させて支援することで、県内での様々なCR製品・サービス（以下「CR製品」という。）に係る開発体制やサプライチェーンを構築し、県内をフィールドとしたモデル事業を創出、スケールアップすることに繋げ、もってCR関連技術の県内での社会実装を推進する。

4 業務概要

広島県はこれまで、CR関連技術の研究開発を支援するため、研究資金支援や研究のステップアップ伴走支援等を目的とする「広島県カーボンサーキュラープロジェクト（HCCP）（表1）」を令和4年度から令和6年度まで実施し、3年間で延べ39件の研究テーマ（※1）を採択して社会実装に向けて支援している。

また、令和7年度からは、CR製品の社会実装の実現に向けて、CO2原料の調達、輸送、CR製品の加工、製造に至るまで、これまでに構築されていない様々な業種間でのサプライチェーンの構築が課題となっていることから、県推進構想（※2）に基づき、サプライチェーンの構築に重点を置いた新規の支援メニューを設定するなど、支援制度を「カーボンリサイクルサンドボックス（CR-Sandbox）（表2）」としてリニューアルし、令和7年度に16件の研究テーマ（※1）を採択している。

さらに、CR技術が社会実装されるためには、CR研究の裾野が拡大していくことが重要であるため、令和7年度から若手研究者がCR研究を始める又は拡大していく機会を創出することを目的として、「カーボンリサイクル若手研究者支援プログラム」を実施し、5件の研究テーマ（※1）を採択した。

※1【過去採択者一覧】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/hccp-archive.html>

※2【県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想】

<https://hcce.jp/concept/img/gaiyou.pdf>

本業務では、

- (1) 令和8年度における CR-Sandbox についての研究募集、審査事務、研究進捗管理、マッチング支援、ステップアップ伴走支援業務
- (2) 令和7年度までに HCCP 及び CR-Sandbox として採択し、令和8年度以降も継続支援事業（補助期間最大2年間）となっている採択研究についての研究進捗管理、マッチング支援、ステップアップ伴走支援業務
- (3) 支援している研究を含む CR 研究についての研究成果発表イベントの企画・運營業務
- (4) 年度をまたがる採択研究について、次年度も支援を継続するか判断を行う継続審査に係る運營業務
- (5) カーボンリサイクル若手研究者支援プログラムの企画、募集、審査、活動費支給、進捗管理等の業務
- (6) カーボンリサイクル若手研究者支援プログラム採択者の成果発表イベントの企画・運營業務
- (7) 上記(1)～(6)に係る県への実績報告業務
- (8) 来年度事業の委託事業者への引継業務（今年度委託事業者と同じ場合は実施しない）を実施する。

【表1 HCCP 補助制度】

区分	区分1	区分2	区分3
	研究単独型	研究者提案型	県内企業課題解決型
内容	研究者が行う CR 研究・開発事業への支援	県内外の研究者が県内の事業者と連携して行う CR 研究・開発事業への支援	県内事業者が提示する課題に対し、県内外の研究者が当該事業者と連携して解決にあたる CR 研究・開発事業への支援
申請対象	県内の研究者	県内外の研究者	県内外の研究者
補助額/ 補助期間	最大 400 万円/最長 2 年 (上限 100 万円/半年)	最大 600 万円/最長 2 年 (上限 150 万円/半年)	最大 2,000 万円/最長 2 年 (上限 500 万円/半年)

【表2 CR-Sandbox 補助制度】

区分	区分1	区分2	区分3
	基礎研究支援型	SU 等県内実証支援型	サプライチェーン構築支援型
内容	CR 製品の開発に向けて、県内外の研究者（大学、中小企業）が行う CR 研究・開発事業への支援	CR 製品の県内での実証に向けて、県内外の企業が、県内企業と連携して開発・実証を行う事業への支援	CR 製品の事業化に向けて、県内外の企業が、県内企業を含む事業者と CR 製品のサプライチェーン体制をあらかじめ構築し、その体制の中で連携して開発・実証を行う事業への支援
申請対象	大学等の研究者、中小企業	企業	企業
補助額/ 補助期間	最大 400 万円/最長 2 年 (上限 100 万円/半年)	最大 600 万円/最長 1 年半 (上限 200 万円/半年)	最大 2,100 万円/最長 1 年半 (上限 700 万円/半年)

【参考】これまでの HCCP 及び CR-Sandbox の事業期間

補助事業	採択年度・区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
HCCP	R4・全区分共通	開始		終了				
	R5全区分共通		開始		終了			
	R6全区分共通			開始		終了		
CR-Sandbox	R7・区分1				開始		終了	
	R7・区分2				開始	終了		
	R7・区分3				開始	終了		
	R8・区分1					開始		終了
	R8・区分2					開始	終了	
	R8・区分3					開始	終了	

5 業務内容

(1) 令和8年度広島県カーボンリサイクルサンドボックス (CR-Sandbox)

① 概要

県が実施しようとしている CR 関連技術に対する表3の3区分の補助事業 (CR-Sandbox) について、募集、審査事務、進捗管理、伴走支援等の業務を行う。

【表3 CR-Sandbox の応募区分ごとの想定件数】

区分	区分名	想定採択件数*	目標応募件数
区分1	基礎研究支援型	5件	10件以上
区分2	SU等県内実証支援型	5件	10件以上
区分3	サプライチェーン構築支援型	2件	4件以上

※想定採択件数については、目安であり、審査会において区分ごとの上限は設けずに補助総額の範囲内において評価の高い案件から総合的に採択することとする。詳細については、県と別途協議すること。

② 業務内容

ア CRに係る研究の募集

県が別に作成する補助金要綱、募集要項等に基づき、表3の各目標応募件数を指標件数として、令和8年10月から補助事業が開始できるよう、県内外 (国外を含む) から広く候補となる研究を募集する。

- ・目標応募件数達成に向けての効果的な方法による情報発信
- ・県内外の企業・大学・団体への広報活動及び問い合わせ対応

イ 研究の審査

応募のあった研究のうち、研究の特性・将来性等の観点から審査を行う。審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこととするが、審査会での審査対象が多数となる場合は事務局でスクリーニングした上で、審査対象を絞って審査会を実施するなど、効率的な審査体制を構築すること。（審査体制、審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する。審査員5名のうち、1名は県職員とすること。）。

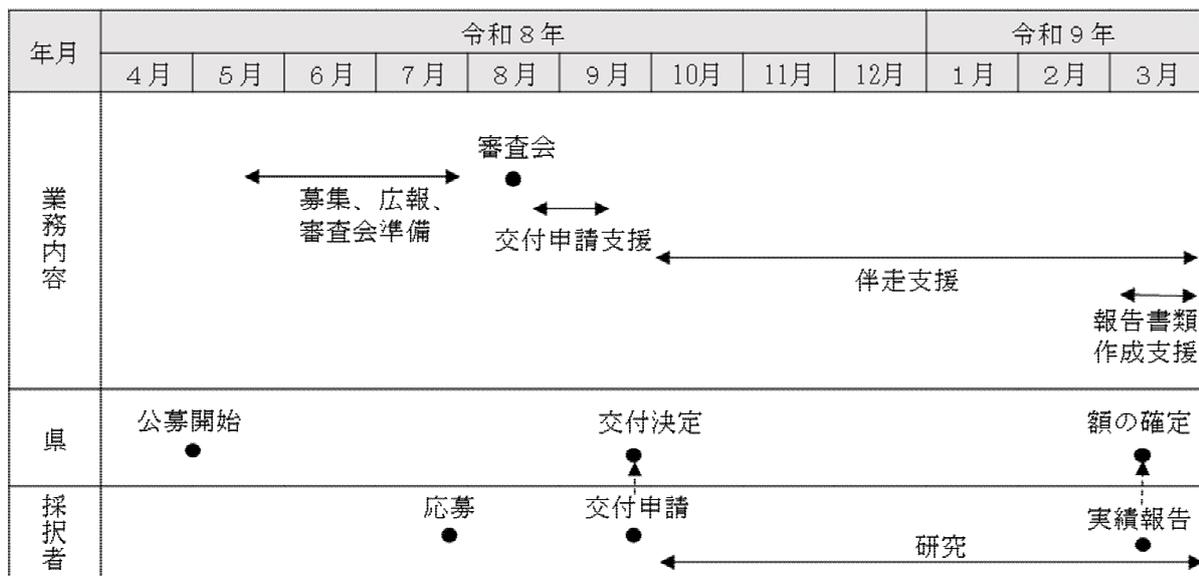
- ・審査会の運営（日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費支払い等）

ウ 採択研究の支援と進捗管理

県が採択した研究に対して、県の補助金交付申請や実績報告等の県に提出する書類の作成サポートや研究の進捗管理の他、国内外の外部資金情報の提供や申請支援、共同研究候補等とのマッチング、県内を中心とした事業化に向けた助言等、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

なお、これらを行う上で、県内企業によるCR産業の創出を将来的な最終目標と想定した場合の採択研究の開発フェーズや県内CR産業創出に向けた将来性、進捗状況、次のフェーズに進むための課題等について、定量的に評価・分析できる評価基準を構築し、採択研究を適宜評価すること（評価基準は県に協議の上、作成すること）。また、評価結果を基に選定した進捗遅延者や県内CR産業創出期待度の高い案件については、面談（オンライン可）回数を増やして重点支援するなど、伴走支援体制を構築し、伴走支援すること（伴走支援体制（進捗管理方法、面談方法、頻度など）は県に協議して決定すること）。なお、令和8年度新規採択者の評価結果及び面談記録等は（7）の実績報告書に含めて県へ報告すること。

（業務スケジュール案）



※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

(2) 令和6年度及び令和7年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発補助事業採択案件のフォロー

広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発補助事業において令和6年度及び令和7年度に採択し、令和8年度も県が継続交付決定を行い支援する予定の採択研究（表4）について、県の補助事業手続き支援、研究の進捗管理、国内外の外部資金情報や共同研究候補等を研究者とマッチングし、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

支援及び進捗管理の方法については、(1)②ウと同様とし、評価結果の報告については、実績報告書に含めて報告するものとは別に、令和8年9月末までに県へ中間報告すること。

【表4 R8委託業務のフォロー対象の採択研究】

区分			R8委託業務対象研究	
採択年度	採択区分	補助対象期間	件数※	フォロー対象期間
令和6年度	全区分共通	最大2年（R6.10～R8.9）	15件	R8.4～R8.9
令和7年度	区分1	最大2年（R7.10～R9.9）	8件	R8.4～R9.3
令和7年度	区分2、3	最大1年半（R7.10～R9.3）	8件	R8.4～R9.3

※R8.2～3月頃開催予定の継続審査会の結果により、対象件数が減少する可能性がある。

(業務スケジュール案)

年月	令和8年										令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業務内容	← 令和6年度採択分研究フォロー・進捗管理 →												
											← 令和7年度採択分研究フォロー・進捗管理 →		
県											額の確定		
											額の確定		
採択者	← 研究（令和6年度採択者） →										実績報告		
	← 研究（令和7年度採択者） →										実績報告		

※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

(3) 研究発表会イベントの企画・運営（令和8年度開催分）

① 概要

(1)、(2) の採択事業に係る成果発表イベントについて、企画・運営を行う。

② イベントの目的

採択研究の内容を広く PR し、研究や事業化の推進に必要なパートナーとのマッチングを行うなど、研究の進展を支援するとともに、県内での社会実装に向けたサプライチェーンの構築や拡大を支援する。また、このイベントを通じて多くの県内外の企業、研究者、若者に広島での活動の魅力を伝え、CRの先進県としての認知向上、ブランド化を図る。

③ 業務内容

ア イベントの企画（詳細は以下の要件の他、県との協議によって決定する）

- ▶成果発表対象者には以下の者を必ず含めること
 - ・令和7年度採択者
 - ・令和8年度採択者
- ▶回数：1回
- ▶時期：令和8年11月中
- ▶場所：広島県内で、県内外の参加者がアクセスしやすい場所を選定すること
- ▶実施方法：対面で実施
- ▶参加者の集客：採択関係者を除いた CR に関心を有する研究者及び企業を対面で 25 社以上確保すること（※研究者は1名1社でカウントとする）

イ イベントの運営

参加者との日程・発表資料等の調整、会場費用支払い、当日の運営、招待した発表者や講演者等の旅費弁償・報償費支払い等（旅費弁償・報償費等支払は、令和7年度・令和8年度採択者を除く）

(業務スケジュール案)

年月	令和8年										令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業務内容													
県													
採択者													

※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

(4) 年度をまたがる案件の継続審査について

県が採択した研究のうち年度をまたがる案件（※令和8年度→令和9年度、表5）について、来年度も継続して支援を行うか判断するための審査を行う。

審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこととするが、事務局でスクリーニングした上で、審査対象を絞って審査会を実施するなど、効率的な審査体制を構築すること。（審査体制、審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する。審査員5名のうち、1名は県職員とすること。）。

- ▶審査会の運営（審査員・審査対象者の日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費支払い等）
- ▶継続交付申請作成支援

【表5 年度をまたがる採択事業】

採択事業	件数
令和7年度採択者	8件※1
令和8年度採択者	12件※2

※1：採択者が事業を継続しないこともあるため、予定件数。

※2：想定採択件数。応募状況、審査状況により変動する。

(業務スケジュール案)

年月	令和8年										令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業務内容	← 審査員選定 →					← 審査委員日程調整 →					継続審査会開催運営		
県											継続審査資料作成支援		
採択者											← 継続審査資料作成 →		継続交付申請
											審査会出席		交付決定

※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

(5) カーボンリサイクル若手研究者支援プログラムの実施

① 概要

CR技術を研究する若手研究者の募集、審査、活動費支給、進捗管理等の業務を行う。

② 目的

2050年カーボンニュートラルに向けては、若手研究者や次世代を担う高校生・高専生等が

CR 技術を研究し、CR 研究の裾野が広がっていくことが重要であるため、研究を始める又は拡充していく機会を与えるとともに、研究成果の発表イベントを開催し、企業との交流や連携機会の創出により、モチベーションを高め、将来の CR 研究を担う人材を育成する。また、若い世代を支援することで、CR 研究拠点である広島のさらなる認知向上、ブランド化を図る。

③ 業務内容

ア CRに係る研究の募集

募集要項等を作成し、令和8年10月から採択者が研究開始できるよう、県内外（国外を含む）から広く候補となる研究を募集する。

▶募集要項の作成（次の要件を満たす募集要項を作成し、詳細は県と協議して決定する）
（一般枠）

- ・対象者はCR分野の研究をする40歳未満の研究者とする（原則40歳未満とするが、育児休業期間に配慮した要件とする）。
- ・採択者への活動費支給額は、最大50万円/件、採択数は4件以上とし、活動費支給額の総額上限を200万円とすること。活動費の支給は採択者決定後～研究開始までとする。
- ・（6）のイベントへの現地出席、令和8年度末までにNEDO事業「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開/カーボンリサイクルに係る特別講座」（以下「NEDO人材育成講座」という）への参加（オンラインも可）を要件とする。

（次世代枠）

- ・対象者はCR分野の研究をする広島県内の高校生・高専生とする。
- ・採択者への活動費支給額は、最大5万円/件、採択数は3件以上とし、活動費支給額の総額上限を15万円とすること。活動費の支給は採択者決定後～研究開始までとする。
- ・令和8年度に県が主に高校生、高専生対象に開催する予定のイベント（以下「県主催次世代向けイベント」という。開催時期：令和9年2月頃、場所：広島県内）に原則出席すること。

▶募集活動、効果的な方法による情報発信（ただし、次世代枠の募集活動については、県が主導で行う。）

▶県内外の企業・大学・団体への広報活動及び問い合わせ対応

イ 研究の審査

応募のあった研究のうち、研究の特性・将来性等の観点から審査を行う（審査内容、審査方法等については、県と協議して決定する）。

審査にあたっては、有識者等5名以上からなる審査会を設け、透明性、公平性の保たれた審査を行うこととするが、審査会での審査対象が多数となる場合は事務局でスクリーニングした上で、審査対象を絞って審査会を実施するなど、効率的な審査体制を構築すること。（審査体制、審査員、審査項目等については別途県と協議して決定する。審査員5名のうち、1名は県職員とすること。）。

▶審査会の運営（日程調整、資料作成、会議の進行管理、審査員の旅費弁償・報償費支払い

等)

ウ 活動費の支給

研究開始までに採択した研究者の所属する機関（個人ではなく、高校・高専、大学等研究機関、企業等）に対し、活動費を支給すること（委託費から活動費支給分総額 215 万円（一般枠 200 万円、次世代枠 15 万円）を上限に支出すること）。

エ 採択研究の支援と進捗管理

採択した研究に対して、必要に応じて採択者との面談（オンライン可）を行うなど、「②目的」を達成するための支援を企画・運営し、都度、取組内容を県へ報告すること。また、必要に応じて県の補助事業の案内、国内外の外部資金情報の提供や申請支援、共同研究候補等とのマッチング、県内を中心とした事業化に向けた助言等、当該研究を飛躍させるための支援を行う。

オ 令和 8 年度末の報告

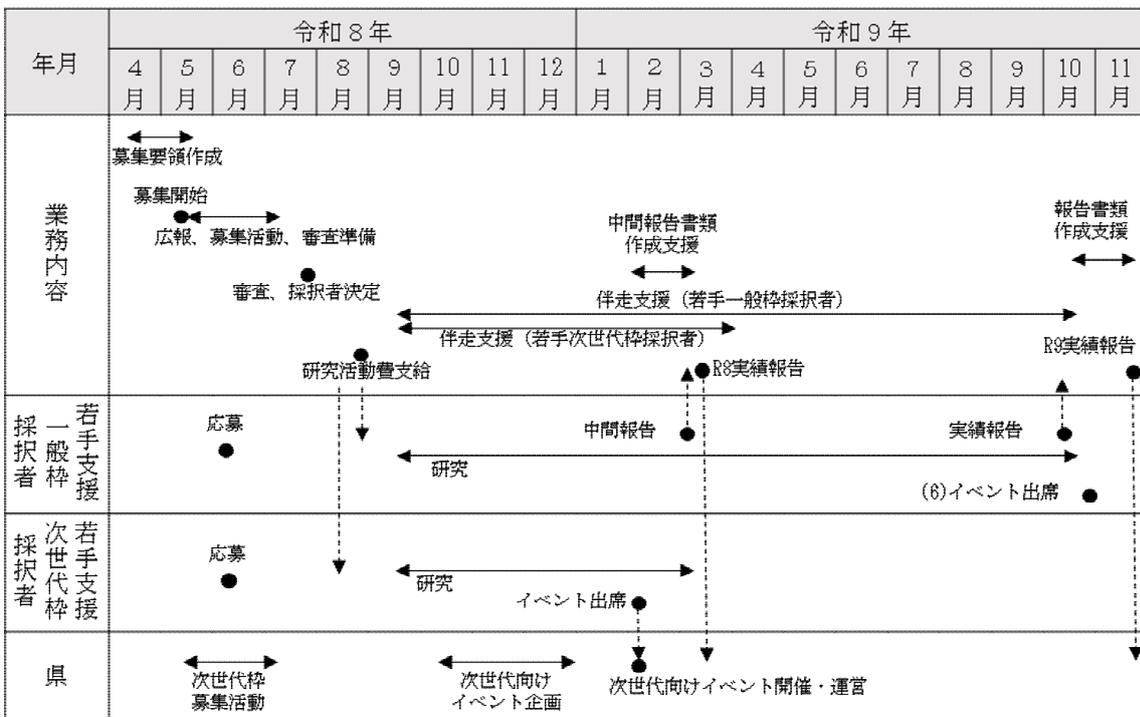
採択した研究者に対し、令和 8 年度末時点までの研究レポートを取得するとともに、(7) ②の実績報告関連書類として県に提出する。

カ 研究発表会イベント及び最終報告

(6) の研究会発表イベントに記載のとおり、若手研究者支援プログラムの一般枠で採択した研究者に研究成果を発表させるため、日程、資料調整や旅費支給等の業務を行う。

また、支給した活動費の支出内訳について、採択研究者から取得し、活動費の残額があれば、採択研究者から委託事業者への返還手続きを行う。委託事業者は精算後の事業費について、(7) ③の実績報告関連書類として、支出内訳を県に提出する。

(業務スケジュール案)



※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

(6) 若手研究者支援プログラム研究発表会イベントの企画・運営（令和9年度開催分）

① 概要

(5) の採択事業に係る成果発表イベントについて、企画・運営を行う。

② イベントの目的

採択研究の内容を、NEDO 人材育成講座等と連携して広く PR し、研究や事業化の推進に必要なパートナーとのマッチングを行うなど、若手研究者の CR 研究のモチベーションを向上させ、CR 研究の裾野を拡大させるとともに、このイベントを通じて多くの県内外の企業、研究者、若者に広島での活動の魅力を伝え、CR の先進県としての認知向上、ブランド化を図る。

③ 業務内容

ア イベントの企画（詳細は以下の要件の他、県との協議によって決定する）

- ▶ 成果発表対象者：令和8年度 CR 若手研究者支援プログラム一般枠採択者（次世代枠採択者は任意）
- ▶ 回数：1回
- ▶ 時期：令和9年10～11月中
- ▶ 場所：広島県内で、県内外の参加者がアクセスしやすい場所を選定すること
- ▶ 実施方法：対面で実施
- ▶ 参加者の集客：採択関係者を除いた CR に関心を有する研究者及び企業を対面で 25 社以上の参加を確保すること（※研究者は1名1社でカウントとする）

イ イベントの運営

参加者との日程・発表資料等の調整、会場費用支払い、当日の運営、招待した発表者や講演者等の旅費弁償・報償費、出席した採択者への旅費弁償等支払い

(業務スケジュール案)

年月	令和9年										令和10年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業務内容	← イベント企画 →				← 発表者等日程調整 →			← 参加者募集 →		● イベント運営			
県									● イベント開催				
採択者 若手支援 一般枠									●	● 出席・発表			

※参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。

具体的には、提案に基づき別途受託者と協議のうえ決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
プロジェクトマネジメント計画書及び工程表	契約締結後1か月以内
審査体制、採択案件評価基準、伴走支援体制	契約締結後1か月以内
県公募に係る広報、若手研究者支援プログラムの募集要項	契約締結後1か月以内
応募に向けた個別営業候補先リスト	契約締結後1か月以内
上記営業結果報告	営業後随時
応募相談を受けた内容を整理した資料	審査会まで
応募案件の概要を整理した資料	審査会まで
応募者から提出のあった提案書等の資料一式	審査会まで
県内企業とのマッチングリスト	審査会まで
審査会の内容を整理した資料（審査結果、議事等）	審査会終了後3日以内
採択の結果を整理した資料	審査会終了後3日以内
採択された案件・継続案件の概要を整理した資料	審査会終了後14日以内
採択された案件・継続案件に対する支援の詳細な工程表	審査会終了後14日以内
5（2）に係る評価結果の中間報告	令和8年9月末まで
採択された案件・継続案件に対する支援進捗状況報告資料 （評価基準に基づく評価結果も含む）	適宜
採択された案件・継続案件の成果を整理した資料	継続審査会まで
継続審査に係る資料	継続審査会まで
5（7）①、②に係る実績報告書	令和9年3月17日（水）まで
5（7）③に係る実績報告書	令和9年11月30日（火）まで

7 委託料上限額

38,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は令和8年度の実績報告書及び令和9年度の実績報告書に基づき、以下の各年度の委託料上限額を限度として、県は額を確定し、各年度で支払うものとする。

令和8年度上限額 32,200千円

令和9年度上限額 6,000千円

【参考（事業費）】

区分	内容	金額
委託料	研究開発支援業務（令和8年度分）	32,200千円
	研究開発支援業務（令和9年度分）	6,000千円
補助金 （県から採択事業者 に交付）	令和8年度採択事業：29,000千円（令和8年度分）	130,000千円
	令和7年度採択事業：66,000千円（令和8年度分）	
	令和6年度採択事業：35,000千円（令和8年度分）	
合 計		168,200千円

8 留意事項

- (1) 受託者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。なお、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者との連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びWEB会議システム（WebEx又はZoom）、その他コミュ

ニケーションツールにより対応し、業務に必要な機器や消耗品等は、受託者において整備すること。

- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（その恐れがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないう十分に注意を払うものとし、係る事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。以下、同様。）を始め、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受託者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (7) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (8) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等はすべて返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 本業務に用いるウェブサイトのドメインは、受託者のドメインに紐づいてはならない。新たにドメインを取得してホームページを開設するものとする。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受託者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを県に提出すること。
- (11) 上記（1）から（10）までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除し、受託者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示又は承認を受けること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。